認知機能検査員講習の実施について

　富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第２号）第56条の７に規定する認知機能検査員講習について、受講者を下記のとおり募集します。

１　対象

21歳以上の者であって、認知機能検査員講習の受講を希望するもの。

２　日時

⑴　講習の全項目受講者

７月11日（金）午前９時30分から午後４時までの間

⑵　講習の一部免除者

　　同日午後１時から午後４時までの間

　※　講習の一部免除者とは、平成22年４月以前に自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施した高齢者講習指導員研修等の講習で「高齢者と認知症の実態及び基礎理論」及び「高齢運転者対策の概要」を受講済みの者をいいます。

３　場所

　　富山市高島62番地１

　　運転免許センター２階　第２学科試験室

４　内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 講習項目 | 講習内容 | 時間 |
| 高齢者と認知症の実態及び基礎理論 | １　認知症の実態と認知症に関する基礎理論  ２　認知症の症状と対応方法 | 90分 |
| 高齢運転者対策の概要 | １　高齢運転者の交通事故情勢  ２　認知機能検査の内容  ３　認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施  ４　運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書等  ５　安全運転相談 | 60分 |
| 認知機能検査の実施方法 | １　認知機能検査の実施方法  ２　検査結果の採点方法  ３　検査結果の伝達方法  ４　認知機能検査の模擬実施（ロールプレイング） | 150分 |

※　講習の一部免除者は、講習項目の「認知機能検査の実施方法」のみの受講とします。

５　受講の申込要領

　⑴　期間

　　　６月23日（月）から７月４日（金）までの午前９時から午後５時までの間

　　※　土曜日、日曜日を除きます。

　⑵　申込方法

　　　電話による申込みとします。

　⑶　申込先

富山県警察本部交通部運転免許センター　高齢運転者支援係

　　　電話076-441-2211（内線731-220）

　⑷　受講当日の提出書類

ア　本人確認ができるもの（自動車運転免許証、マイナンバーカード等）

イ　「認知機能検査員講習受講申込書」に受講手数料（富山県収入証紙により納付する）を添えたもの

　　ウ　講習の一部免除者は、疎明資料（自動車安全運転センターが実施した研修等を終了した旨が記載されている書面の写し）

６　手数料

　⑴　講習の全項目受講者　1,400円

　⑵　講習の一部免除者　　1,150円

７　問合せ先

富山県警察本部交通部運転免許センター　高齢運転者支援係

　　電話076-441-2211（内線731-220）